

第 72 号

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成31年2月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例
熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例（平成27年熊本県条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の項中「、生活保護法」を「生活保護法」に改め、「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加える。

別表第2の9の項中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加え、「、生活保護法」を「生活保護法」に改め、同表10の項中「、生活保護法」を「生活保護法」に改める。

別表第3の2の項中「、生活保護法」を「生活保護法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）の施行に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。